

土木工事等を計画する場合、教育委員会にお尋ねください！

埋蔵文化財の取扱いについて

掘削や盛土など土地の形状を変更する工事は、埋蔵文化財に関する取扱いの対象となります

対象となる工事

大規模な道路・工場の建設はもとより、住宅・店舗の建築、太陽光発電設備の整備、森林施業に伴う作業路開設などに伴う、掘削・盛土といった土地の形状を変えるすべての工事が対象です。

埋蔵文化財とは

地下に埋もれたままになっている、昔の人の生活跡（住居や建物の跡、古墳、城跡、タタラ跡など）である遺構や、石器、土器、埴輪などといった遺物のことを「埋蔵文化財」と呼びます。また、埋蔵文化財が埋まっていることが判明している土地のことを「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、一般的には「遺跡」と呼ばれています。真庭市内で確認されている遺跡は約2,000カ所あります。

埋蔵文化財保護の必要性

埋蔵文化財は、その地域の生活、社会や文化を理解する上で欠くことのできない貴重な歴史資産です。しかも一度壊されると再び戻すことの出来ない性質のものであるため、「文化財保護法」によって埋蔵文化財の保護に関する必要な手続きが定められています。

埋蔵文化財の保存・記録

埋蔵文化財は、土地の形状を変更せず、現状の形で残すことが最良の保存方法とされています。しかし工事により、埋蔵文化財をやむを得ず消滅させてしまう場合は、発掘調査など必要な措置をとり、どのような埋蔵文化財があったかを記録に残します。

まずは埋蔵文化財有無の確認を

市内で土木工事を計画する場合、まず計画地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」であるかどうか、教育委員会で確認ください。その後、必要に応じて所定の手続きを行うこととなります（「埋蔵文化財の取扱いの流れ」を参照）。

埋蔵文化財の協議や手続きを行わず工事を実施された場合、工事を中断し発掘調査を実施するなど工事の期間や計画を変更しなければならない場合があります。また、工事中に埋蔵文化財を発見した場合、現状を変更することなく教育委員会にご連絡ください。

事業者の皆様は、まずは計画策定のなるべく早い段階で、教育委員会にご確認ください

《 問合わせ先 》

真庭市教育委員会 生涯学習課文化財グループ
〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927 番地 2
TEL : 0867 - 42 - 1094 / FAX : 0867 - 42 - 1416
E-mail : shohgai@city.maniwa.lg.jp